

【保育料の軽減・無償化】

1 多子世帯の軽減（継続）

入園児に兄弟姉妹がいる多子世帯は、扶養している兄弟姉妹の年齢にかかわらず、市町村民税所得割額が、3号認定は57,700円未満の世帯に限り軽減します。

認定区分	【低所得世帯の多子世帯軽減】	【多子世帯軽減】
	3号認定	57,700円未満（C階層～D2階層の一部） ○年齢にかかわらず人数をカウント 1人目 全額 2人目 C～D2階層の一部 半額 3人目以降 0円

※同一世帯以外に保護者と生計を一にする入園児の兄弟姉妹がいる場合、多子世帯の軽減を受けるには「保育所等多子世帯保育料軽減申請書」の届出が必要です。

2 ひとり親世帯等の減免（継続）

ひとり親世帯等（母子・父子世帯及び在宅障害（児）者のいる世帯）は、市町村民税所得割額が77,101円未満に限り減免します。

認定区分	【母子父子等減免】	【母子父子等減免なし】
	3号認定	77,101円未満（C階層～D2階層の一部） ○年齢にかかわらず人数をカウント 1人目 C・D1階層 1,000円減額後半額 D2階層の一部 月額7,800円（短時間） 月額8,000円（標準時間） 2人目以降 0円

※ひとり親世帯等のうち「在宅障害（児）者のいる世帯」の減免を受ける場合、身体障害者手帳等の写しの提出が必要です。

3 第二子・第三子保育料の無償（継続）

満18歳未満の児童が2人以上いる世帯の2番目の児童が3歳未満児で入所した場合及び満18歳未満の児童が3人以上いる世帯の3人目以降の児童が3歳未満児で入所した場合は、保育料が無料になります。

4 0歳から2歳児の保育料の無償化（継続）

令和8年度継続

令和6年4月から、田原市独自の施策として無償化の範囲を拡充しています。

これまで国の基準を超える形で市独自で第3子以降の子どもへの無償化等を行ってきましたが、0歳児クラスから2歳児クラスの保育料（給食費を含む。）も無償化し、市内の認可保育施設に通う全ての子どもの保育料を、所得や出生順位にかかわらず、無料としました。

※3歳以上の保育料は、従前から無料となっています。

※延長保育や一時預かり事業など、特別な保育・教育サービス（給食費を含む。）を利用した場合の料金は、引き続き負担が必要です。

【給食費の免除・無償化】

1 給食費の免除（継続）

①世帯の市町村民税所得割額が以下の基準額未満であること。

基準額 1号認定：77,101円

2号認定：57,700円（※ひとり親等の場合は77,101円）

②1号認定の子どもで小学3年生の子どもから数えて第3子以降の子ども

③2号認定の子どもで就学前児童の子どもから数えて第3子以降の子ども

④満18歳未満の子どもから数えて第3子以降の子ども（住所が別の子どもがいる場合は、申し出ください。）

2 給食費の無償化（継続）

令和8年度継続

本来負担額 3歳以上児=270円/食・希望保育弁当=220円/食

令和6年4月から、田原市独自の施策として無償化の範囲を拡充しています。

上記に加え、市内の認可保育施設に通う満3歳児クラスから5歳児クラスまでの全ての子どもの給食費を、所得や出生順位にかかわらず、無料としました。

※0歳から2歳児までの給食費は制度上保育料に含まれており、従前から無料となっています。